

## 規 則

埼玉県人事委員会の公文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県人事委員会委員長 馬 橋 隆 紀

### 埼玉県人事委員会規則一―六九

埼玉県人事委員会の公文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則

埼玉県人事委員会の公文書の開示等に関する規則（埼玉県人事委員会規則一―四三）の一部を次のように改正する。

第一条中「第三十一条」を「第三十五条」に改める。

第三条を削る。

第四条第四号中「第七条第一号」を「第六条第一号」に改め、同条を第三条とし、第五条を第四条とし、第六条を第五条とする。

第七条第二号中「又は複写したもの」を「若しくは複写したもの」に改め、同条を第六条とする。

第八条第二項中「第四条第二号」を「第三条第二号」に改め、同条を第七条とする。

第九条第一項中「以下」を「第三項において」に、「第十一条」を「第十条」に改め、同条第二項中「第十一条」を「第十条」に改め、同条を第八条とする。

第十条中「第十一条」を「第十条」に改め、同条を第九条とし、第十一条を第十条とする。

第十二条第一項中「以下」を「次項において」に改め、同項第九号中「第二十四条」を「第二十五条」に改め、同条第二項第二号中「第九条第三項」を「第八条第三項」に改め、同項第五号中「第十一条」を「第十条」に改め、同項第六号中「第二十三条」を「第二十四条第三項」に改め、同条を第十一条とする。

### 附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。